

(健Ⅱ337F)

令和3年9月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

ファイザー社ワクチンの10月11日以降の配分について

今般、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）宛て標記の別添事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

今後の配分の予定

1 モデルナ社ワクチン及びファイザー社ワクチンの供給が対象人口の9割未満である都道府県において、更なるワクチンの供給が必要な場合には、速やかに毎週の配送量を増やす余地のあるモデルナ社ワクチンの活用を検討すること

2 ファイザー社ワクチンについては、ワクチンの偏在や予約枠の差異などの市町村間の調整や1の取組によっても更にワクチンが必要となる場合には、希望する市区町村の所在する都道府県から厚生労働省健康局健康課予防接種室が個別に相談を受け付けること（相談について期限は設けない）

参考：

「ファイザー社ワクチン第13・第14・第15クールの配分等について」令和3年8月6日付（健Ⅱ249F）

「ファイザー社ワクチン第14クール及び第15クールに係る基本枠及び調整枠の配分スケジュール等について」令和3年8月19日（健Ⅱ267F）

「ファイザー社ワクチン第14-2クールの新型コロナワクチン等の配分等について」令和3年8月30日（健Ⅱ293F）

「ファイザー社ワクチン第15-2クールの新型コロナワクチン等の配分等について」令和3年9月17日（健Ⅱ320F）

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ファイザー社ワクチンの 10 月 11 日以降の配分について

ワクチンの配分については、ファイザー社のワクチンとモデルナ社のワクチンを合わせて、10 月 10 日までに、全国の対象人口のおよそ 9 割が 2 回接種を受けることができる数量のワクチンを配分することになっています。

各都道府県におかれては、ワクチンを有効活用し、積極的に接種を進めていただくようお願いします。

こうした中で、予約が取りづらいという市町村がある場合には、これまでお願いしてきたとおり、貴重なワクチンを無駄にしない観点から、各都道府県において、市町村間のワクチンの調整を行う仕組みを構築し、

- ① 管内市町村における接種状況やまだ予約の無いワクチンの量などを把握し、管内市町村間の偏在調整に取り組む、
 - ② 予約が取りづらい市町村がある場合には、国から配分しているワクチンを可能な限り活用して、当該市町村と連携して予約枠の最大限の増加に取り組む、
 - ③ 管内市町村の予約枠の差異が埋まらない場合、予約が取りづらい市町村の住民が他の市町村で打てるようにする、
- といった対応にまずは積極的に取り組むようお願いします。

その上で、今後の配分については、以下のとおりとする予定です。

- 1 モデルナ社ワクチン及びファイザー社ワクチンの供給が対象人口の 9 割未満である都道府県において、更なるワクチンの供給が必要な場合には、速やかに毎週の配送量を増やす余地のあるモデルナ社ワクチンの活用をご検討ください。新規の会場に配分することも可能です。
- 2 ファイザー社ワクチンについては、上記の取組によっても更にワクチンが必要となる場合には、個別に相談を受け付けることとします。

個別相談については、下記ア)～ウ)の取組を行った上で、なお追加配分が必要である場合に、希望する市区町村の所在する都道府県から当室にご相談下さい。相談について期限は設けず、必要に応じて対応することといたしますので、各都道府県において十分に検討を行うようお願いいたします。

- ア) ワクチンの追加配分の必要性及び必要量の検討に当たっては、既に配分されたファイザー社ワクチンの在庫及び予約の状況、モデルナ社ワクチンの接種見込み（都道府県が関与して市区町村ごとの接種回数を見込むこと）、接種率の妥当性等を十分に説明できるようにすること
- イ) ワクチンの追加配分を希望する市区町村がある場合には、まず都道府県に市町村間の調整を要請すること
- ウ) 都道府県は、上記①～③によるワクチンの市町村間の調整を行う（必ず市町村間のワクチンの融通の仕組みを構築すること）とともに、モデルナ社ワクチンの活用により当該市町村の住民に対し早期に接種を実施する可能性の検討を行うこと